

## 弟子屈町空き家バンク制度補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、弟子屈町への移住・定住を促進し、人口減少の抑制と地域の活性化を図るために、弟子屈町空き家バンク制度実施要綱（平成27年弟子屈町訓令第17号）に規定する空き家バンクに登録した物件を購入した者及び賃貸を目的として物件の登録を行った者に対する補助金の交付にあたり必要な事項を定めることとし、交付にあたっては、弟子屈町補助金交付規則（平成11年弟子屈町規則第1号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (名称)

第2条 この補助金は、弟子屈町空き家バンク制度補助金（以下「補助金」という。）と称する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 弟子屈町空き家バンク制度実施要綱に規定する空き家バンク制度に登録した家屋をいう。
- (2) 住宅 台所、便所及び居室を有する一戸建てで、延床面積が50㎡以上ある家屋をいう。ただし、併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住用に供されており、その当該部分の床面積が50㎡以上あるものとする。
- (3) 定住 本町に永く住むことを前提として住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。

### (補助の種類)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる補助の種類は、それぞれの当該各号の定めるところによる。

- (1) 購入物件改修費補助 空き家バンクに登録された家屋を購入し、当該家屋の改修又は修繕工事を行った者に交付する補助金
  - (2) 賃貸物件改修費補助 空き家バンクに賃貸を目的として登録した家屋を改修又は修繕工事を行った者に交付する補助金
  - (3) 家財道具等の処分に係る補助 空き家バンクに登録された物件の購入者及び空き家バンクに賃貸を目的として登録した所有者が家財家具等の処分運搬を行った者に交付する補助金
- 2 前項に規定する購入物件改修費補助及び家財道具等の処分に係る補助又は賃貸物件改修費補助と家財道具等の処分に係る補助は、併用して交付できるものとする。

### (補助対象者及び補助金額)

第5条 前条第1項各号に掲げる補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」と

いう。)及び補助金の額並びに対象経費等は、別表第1から別表第3までのとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、補助金額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、弟子屈町空き家バンク制度補助金「購入物件改修費補助」交付申請書(別記様式第1号)、弟子屈町空き家バンク制度補助金「賃貸物件改修費補助」交付申請書(別記様式第2号)、弟子屈町空き家バンク制度補助金「家財道具等の処分に係る補助」交付申請書(別記様式第3号)に、誓約書(別記様式第4号)及び別表第1から別表第3までに掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、弟子屈町空き家バンク制度補助金交付決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとし、補助金の交付決定をしなかったときは、弟子屈町空き家バンク制度補助金非該当通知書(別記様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 申請者は、弟子屈町空き家バンク制度補助金実績報告書(別記様式第7号)に別表第1から別表第3までに掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、弟子屈町空き家バンク制度補助金確定通知書(別記様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたあと、速やかに弟子屈町空き家バンク制度補助金交付請求書(別記様式第9号)を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金の交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、弟子屈町空き家バンク制度補助金返還命令書(別記様式第10号)により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

る。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- 3 前号の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年弟子屈町訓令第9号)

この訓令は、平成28年2月23日から施行する。

附 則 (平成29年弟子屈町訓令第17号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第5条、第6条、第8条関係）

購入物件改修費補助

<p>補助対象者</p>	<p>次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 空き家バンク制度への利用登録し、登録物件を購入した者（以下「購入者」という。）</p> <p>(2) 購入者が、空き家所有者等の3等身以内の親族ではない者</p> <p>(3) 空き家の売買契約日から1年を経過しない者</p> <p>(4) 市町村民税の滞納、債務不履行のない者</p> <p>(5) この補助金に係る改修について、国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者</p> <p>(6) 自らの負担で空き家を改修しようとする者</p> <p>(7) この補助金に係る改修を行う空き家に、補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意志のある者</p>
<p>改修内容</p>	<p>対象となる改修は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修</p> <p>(2) 内装、屋根、外壁等の改修</p>
<p>補助金額</p>	<p>対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。（同一物件に対して1回限りとする。）</p>
<p>対象経費</p>	<p>改修工事に要した経費（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が20万円以上のもの。ただし、居住の用に供する部分とし、店舗等に係るものを除く。</p>
<p>施行業者</p>	<p>町内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業者に限るものとする。</p> <p>また、補助対象者自らが改修に係る工事を行う場合には、町内に事務所、事業所を有する法人又は個人事業者から材料を購入、器具レンタル等を行うこと。ただし、特段の事情がある場合はその限りではない。</p>
<p>交付申請</p>	<p>1 申請時期 改修工事の着手前に申請すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 入居者全員分の住民票、転入予定者にあつては、誓約書</p> <p>(2) 申請者及び対象となる住宅に同居する者のうち、納税義務者全員の直近の市町村民税の納税証明書</p> <p>(3) 改修に要する経費に係る見積書の写し</p> <p>(4) 改修予定箇所の位置及び改修の詳細が分かる書類</p> <p>(5) 改修予定箇所の現況写真</p>

	<p>(6) 空き家の売買契約書</p> <p>(7) その他町長が必要と認める書類</p>
実績報告	<p>1 報告期限 改修工事が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに報告すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し</p> <p>(2) 改修の状況を確認できる書類</p> <p>(3) その他町長が必要と認める書類</p>

別表第2（第5条、第6条、第8条関係）

賃貸物件改修費補助

補助対象者	<p>次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 空き家バンク制度への賃貸物件として空き家登録した所有者（以下「所有者」という。）</p> <p>(2) 市町村民税の滞納、債務不履行のない者</p> <p>(3) この補助金に係る改修について、国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者</p> <p>(4) 自らの負担で空き家を改修しようとする者</p> <p>(5) この補助金に係る改修を行う空き家を、補助金の交付を受けた日から5年以上貸し出しを行う意志のあるもの</p>
改修内容	<p>対象となる改修は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修</p> <p>(2) 内装、屋根、外壁等の改修</p>
補助金額	<p>対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。（同一物件に対して1回限りとする。）</p>
対象経費	<p>改修工事に要した経費（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が20万円以上のもの。ただし、居住の用に供する部分とし、店舗等に係るものを除く。</p>
施行業者	<p>町内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業者に限るものとする。</p> <p>また、補助対象者自らが改修に係る工事を行う場合には、町内に事務所、事業所を有する法人又は個人事業者から材料を購入、器具レンタル等を行うこと。ただし、特段の事情がある場合はその限りではない。</p>
交付申請	<p>1 申請時期 改修工事の着手前に申請すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 土地及び建物の全部事項証明書（発行から1か月以内のもの）</p> <p>(2) 申請者の直近の市町村民税の納税証明書</p> <p>(3) 改修に要する経費に係る見積書の写し</p> <p>(4) 改修予定箇所の位置及び改修の詳細が分かる書類</p> <p>(5) 改修予定箇所の現況写真</p> <p>(6) 誓約書</p> <p>(7) その他町長が必要と認める書類</p>

実績報告	<p>1 報告期限 改修工事が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに報告すること。</p> <p>2 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し</li><li>(2) 改修の状況を確認できる書類</li><li>(3) その他町長が必要と認める書類</li></ul>
------	--

別表第3（第5条、第6条、第8条関係）

家財道具等の処分に係る補助

<p>補助対象者</p>	<p>次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 空き家バンク制度への利用登録し、登録物件を購入した者（以下「購入者」という。）及び空き家バンク制度への賃貸物件として空き家登録した所有者（以下「所有者」という。）</p> <p>(3) 購入者にあつては、空き家の売買契約日から1年を経過しない者</p> <p>(4) 市町村民税の滞納、債務不履行のない者</p> <p>(5) この補助金に係る処分について、国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者</p> <p>(6) 自らの負担で空き家を改修しようとする者</p> <p>(7) 購入者にあつては、この補助金に係る家財道具等の処分を行う空き家に、補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意志のある者。また、所有者にあつては、この補助金に係る処分を行う空き家を、補助金の交付を受けた日から5年以上貸し出しを行う意志のある者</p>
<p>対象経費</p>	<p>当該物件に残存する家具家財等の処分・運搬に要する経費 ただし、補助対象者自らが処分を行う場合は処分費用のみ</p>
<p>補助金額</p>	<p>対象経費の2分の1以内とし、5万円を限度とする。（同一物件に対して1回限りとする。）</p>
<p>施行業者</p>	<p>町内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業者に限るものとする。</p> <p>また、補助対象者自らが処分を行う場合には、町内に事務所、事業所を有する法人又は個人事業者から材料を購入、器具レンタル等を行うこと。ただし、特段の事情がある場合はその限りではない。</p>
<p>交付申請</p>	<p>1 申請時期 処分の着手前に申請すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 入居者全員分の住民票、転入予定者にあつては、誓約書</p> <p>(2) 申請者及び対象となる住宅に同居する者のうち、納税義務者全員の直近の市町村民税の納税証明書</p> <p>(3) 処分に要する経費に係る見積書の写し</p> <p>(4) 処分予定の家財家具等の現況写真</p> <p>(6) 土地及び建物の全部事項証明書（発行から1か月以内のもの）または売買契約書</p> <p>(7) その他町長が必要と認める書類</p>



実績報告	<p>1 報告期限 処分が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに報告すること。</p> <p>2 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 処分に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し</li><li>(2) 処分の状況を確認できる書類</li><li>(3) その他町長が必要と認める書類</li></ul>
------	--